市民意見の概要

お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の機関の考え方

（１）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（P. １４）について

意　見　の　概　要	市の機関の考え方
精神障害に発達障害及び高次脳機能障害を含むことを記して欲しい。	「現状と課題」の１行目について「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を、「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に改めます。

（２）「地域生活支援拠点等の整備」（P. １４）について

意　見　の　概　要	市の機関の考え方
地域生活支援拠点の整備にあたり、高次脳機能障害を対象に含め、整備していく旨を記して欲しい。	地域生活支援拠点は、高次脳機能障害を含めた支援の難しい障がいのある人を対象として整備を進めることと国から示されているため、原案のとおりとします。

（３）「障害児支援の提供体制の整備等」（P. １７）及び「児童福祉法に基づく障害児通所支援の見込み量」（P. ６９）について

意　見　の　概　要	市の機関の考え方
小児の高次脳機能障害、あるいは高次脳機能障害を有する児童への支援について記して欲しい。	１７ページ「障害児支援の提供体制の整備等」について、障害児通所支援等の具体的な内容については、６９ページ以降に記述しているため、原案のとおりとします。 ６９ページ（１）児童発達支援の１行目について「未就学の、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、若しくは精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）に」を「未就学の、障がいのある児童（身体、知的、精神（発達障害及び高次脳機能障害を含む）に」に改めます。

（４）「意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）」（P. ４７）について

意　見　の　概　要	市の機関の考え方
事業の対象に高次脳機能障害などが含まれること、入院中も事業が利用できることを記して欲しい。	１行目について「聴覚に障がいのある人等に対し、」を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、」に改めます。 なお、本計画は、市における障害福祉サービス提供の見込量についての計画であるため、具体的な事業の利用方法は記載していません。